

徳島県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ハピネス・ラボ	徳島市川内町加賀須野四四四番地二	ヘルパーステーションきらり	徳島市南昭和町六丁目二〇番地一	訪問介護	令和二年十二月十八日	令和三年一月三十一日
有限会社夢	同 鮎喰町二丁目三〇番地の四	訪問看護ステーションほし	同 鮎喰町二丁目三〇番地の四	訪問看護	令和三年一月五日	同 二月六日
医療法人平成博愛会	同 勝占町惣田九番地	平成デイセンター	同 勝占町松成五〇番地一	通所介護	令和二年十二月二十八日	同 一月三十一日
社会福祉法人平成記念会	同 松成四六番	平成デイサービスセンター八万	同 八万町下福万一二八番八八	同	令和三年一月五日	同
株式会社ライフサービス	板野郡松茂町笹木野字八下三三番二	デイサービス「笹木野」	板野郡松茂町広島字鍬ノ先二二番地三	同	令和二年十二月二十五日	同
株式会社ケーズワークス	吉野川市山川町堤外五番地一七	あるくアンサンブル	吉野川市山川町堤外五番地一七	同	同 二十二日	同